

北区市民参画スペース 運用要領

1. 設置趣旨

北区民と北区による協働と参画のまちづくりを推進し、区民の地域活動や地域団体間の交流を支援すること及び文化作品の展示を目的として、北区役所内に「市民参画スペース」（以下、「当施設」という。）を設置する。

2. 利用団体の定義及び利用目的・利用制限

(1) 主として北区民で構成され、北区内で協働のまちづくりを推進する地域活動団体で、下記の要件を満たす団体を「利用団体」とする。

- ① 営利活動を目的としない団体であること。
- ② 暴力団でないこと。暴力団または暴力団の構成員等の統制下でない団体であること。

(2) 当施設の利用目的は、上記「1. 設置趣旨」に沿ったものに限るものとする。

(3) 当施設は、次の目的で利用することはできない。

- ① 個人的な専用利用
- ② 営利目的の利用
- ③ 宗教活動又は政治活動のための利用
- ④ 公益を害し、又は風俗を乱すおそれのある利用
- ⑤ 飲食を目的とした利用
- ⑥ その他区長が不適切と認める利用

3. 利用手続

当施設の利用を希望する団体は、事前に団体登録を行うものとする。団体登録の手続きの詳細については、別途「北区市民参画スペース 利用細則」（以下、「利用細則」という。）の規定によるものとする。

なお、本要領に定めるもののほか、当施設の利用に関し必要な事項は、利用細則によるものとする。

4. 団体登録等の取り消し

区長は、登録団体が次のいずれかに該当するときは、その登録の取り消し、又は使用の取り消し、その他必要な措置をとる。その他管理運営上やむを得ない必要が生じたときも、同様とする。

- (1) 登録団体から団体登録取り消しの申し出があったとき
- (2) 本要領又は利用細則に違反したとき。
- (3) 利用目的、利用制限、利用上の注意などに違反して使用したとき、または不適切な利用があったとき。
- (4) その他公序良俗に反する行為があったと認めるとき。

5. 利用時間

当施設を利用できる時間は、平日（開庁日のみ、年末年始除く）の9時から17時で、原則として1日最大3時間（準備・後片付けの時間を含む）までとする。

6. 利用料

当施設の利用料金は無料とする。ただし区は当施設の利用のための、区役所隣接駐車場の駐車券無料サービスは行わない。

7. 備品の利用

利用団体は、当施設の利用時間内において備品の利用ができる。備品の利用については別途利用細則によるものとする。

8. その他

本要領に定めるもののほか、当施設に必要な事項は区長が決定する。

附則（平成30年9月25日制定）

- 1 この要領は、平成30年9月25日から施行する。
- 2 この要領は、令和3年3月1日から施行する。